

いわき市子育て世帯ヘルパー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家事・育児等に対し不安や過度の負担を抱える児童等がいる家庭に対し、ホームヘルパーを派遣する子育て世帯ヘルパー派遣事業を実施することにより、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することで、家庭環境や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりの未然防止や、児童の負担軽減を図り、家庭における児童の健全な育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 利用者 第6条に規定する利用の決定を受けた者

(対象者)

第3条 事業の対象は、市内に居住し、在宅生活をしている者であって、次の各号に掲げる者のうち、ホームヘルパーの派遣を行うことが適当であると市長が認めたものとする。

- (1) 本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている児童（以下「対象児童」という。）が属する家庭
- (2) 前号に準ずる者と市長が認めた家庭

(事業の委託)

第4条 市長は、この事業の目的を達成するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第36条第1項の規定により居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたサービス事業所又は介護保険法（平成9年法律123号）第70条第1項の規定により訪問介護に係る指定居宅サービス事業所の指定を受けたサービス事業所（以下「サービス事業所」という。）に事業を委託することができる。

2 委託の内容は、契約で別に定める。

(支援の内容)

第5条 ホームヘルパーが提供する支援の内容については、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の準備、後片付け
- (2) 衣類の洗濯、補修
- (3) 居室等の清掃、整理整頓
- (4) 生活必需品の買い物
- (5) 授乳、食事介助
- (6) おむつ交換、衣類交換
- (7) 沐浴、入浴介助
- (8) 保育所等送迎支援
- (9) その他必要と認められる家事・育児等援助

(派遣の申請)

第6条 ホームヘルパーの派遣を受けようとする者は、子育て世帯ヘルパー派遣申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

(派遣の決定)

第7条 市長は前条の規定による申請を受けたときは、派遣を受けようとする者及びその家庭の状況を調査して、派遣の要否及び支援の内容を決定し、子育て世帯ヘルパー派遣決定・却下通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定にあたり、子育て世帯ヘルパー派遣計画書（第3号様式）を作成するものとする。

3 市長は、前項1項の規定による利用者について、事業の実施を子育て世帯ヘルパー派遣依頼書（第4号様式）によりサービス事業所の長に依頼するものとする。その際は、子育て世帯ヘルパー派遣計画書（第3号様式）を添付するものとする。

(派遣の期間)

第8条 ホームヘルパーの派遣は、支援決定の日から原則6か月とする。ただし、支援期間が終了した後、市長が引き続き支援を必要と認める場合には、さらに6か月間の延長を認める。

2 時間は、1回あたり2時間以内、週1回を上限とする。

3 場所は、利用者の居宅とし、居宅以外又は市外への派遣は行わない。

(派遣変更等の申請)

第9条 利用者がホームヘルパーの派遣の変更、停止又は廃止（以下「派遣の変更等」という。）を希望するときは、子育て世帯ヘルパー派遣変更等申請

書（第5号様式）により市長に申請しなければならない。

（派遣の変更等の決定）

第10条 市長は、派遣の変更等の申請を受け、又は決定した利用者が次の各号のいずれかに該当し、派遣の変更等を必要と認めたときは、派遣の変更を決定し、子育て世帯ヘルパー派遣変更等決定通知書（第6号様式）により当該利用者に通知するものとする。

- (1) 市外に転出した場合
- (2) 対象児童等が施設入所等で世帯に不在となった場合
- (3) 対象児童が担う家事・育児等を他の福祉サービスの代替等により支援の必要性がなくなった場合
- (4) 派遣世帯の世帯員が感染症に罹患している場合
- (5) ホームヘルパーに対し危害を加えるおそれがある場合
- (6) その他派遣することが不相当と認められる場合

（費用の負担）

第11条 派遣に要する費用について、利用者の負担は無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条に規定する支援に要する実費については、利用者が負担するものとする。

（委託料の請求及び状況報告）

第12条 第4条第1項の規定により事業を委託する場合において、サービス事業者の長は、委託料について、事業の実施状況をまとめ、事業を実施した月の翌月の10日までに書面をもって市長に請求するものとする。その際は、子育て世帯ヘルパー派遣実績報告書（第7号様式）を添付するものとする。

- 2 市長は、前項に定める請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に当該費用を支払うものとする。

（個人情報の保護）

第13条 第4条第1項の規定により事業を委託する場合において、サービス事業者は、事業の実施において入手した個人情報及びデータの管理にあたり、いわき市個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を踏まえ、その適切な管理を図られなければならない。

（守秘義務）

第14条 第4条第1項の規定による受託者は事業の実施に伴い、知り得た対象世帯等に関する個人情報については、正当な理由なく、漏らしてはならない。また、委託期間終了後も同様とする。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、医療機関、教育機関、保育所、幼稚園、児童相談所等の関係機関との連携を密にし、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日に施行する。